

市税は納期限までに納めましょう

【問い合わせ】 収税課
☎ 22-9612 / 22-9615 FAX 22-9618
✉ shuuzei@city.iga.lg.jp



◆コンビニ・スマホで納付できます

納付書にバーコードが印字されている場合、コンビニエンスストアやスマートフォンで納付できます。ただし、次の場合は納付できません。

- 納期限を超過した
- 金額を訂正した
- バーコードが印字されていない、読み取れない
- 納付書1枚あたりの納付額が30万円を超える
- 納付できるコンビニは、納付書裏面をご覧ください。
- スマホ決済の方法などは、Pay B・Paypay・LINEpayのウェブサイトで確認してください。

◆安心・便利な口座振替をご利用ください

口座振替の場合、納付のたびに金融機関や郵便局、コンビニへ行く必要がありません。また、二重納付や税額の更正により還付金が発生した場合などは、手続きなく届け出た口座に振り込まれるため、発生から還付までの期間が短くなります。

【口座振替の申込方法】

預貯金通帳・通帳の届出印を用意

し、市内の金融機関・収税課・各支所（上野支所を除く。）にある「伊賀市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。

複数の課税がある場合は、納税通知書記載の通知番号もあわせて記入してください。

手続きには約1カ月かかります。余裕をもって手続きをしてください。

【取扱金融機関】

- 伊賀ふるさと農業協同組合
- 北伊勢上野信用金庫
- 滋賀銀行 ○ 三十三銀行
- 中京銀行 ○ 東海労働金庫
- 南都銀行 ○ 百五銀行
- ゆづちよ銀行・郵便局
- 三菱UFJ銀行

【口座振替に関する注意事項】

- 預貯金の残高不足により振替ができなかった場合、再度の振替は行いません。
- 全期前納をしていて振替ができなかった場合、その年度に限り、2期以降、各期の納期限での振替となります。なお、1期のみ振替はできません。
- 特別徴収による市県民税や、税額

◆納付が困難な場合は放置せずに相談を

病気や失業・事業の廃止、災害、コナ禍による減収など、やむを得ない事由によって納期限までに納付できない時は、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合があります。

収税課では、市役所の開庁時間に納税相談を随時受け付けています。また、祝日を除く毎週木曜日は午後7時30分まで夜間窓口を開設しています。

◆市税を滞納すると

財源の確保と納税の公平性を保つため、滞納解消の取り組みを強化しています。

期限までに納付がない場合、督促状や催告書などで納付を促します。滞納すると、本来の税額のほかに、督促手数料や延滞金もあわせて納付しなければなりません。

また、法律では「督促状を発した

日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「財産を差し押さえないならならぬ」と定められています。

督促状や催告書にも応じなかった場合、預貯金や給与、年金、動産・不動産などの財産の差し押さえや、自宅の搜索などの滞納処分を行います。

※納付方法により入金確認に10日程かかるため、督促状や催告書が行き違う場合があります。

◆差押財産の公売を

差し押さえた動産・不動産は、公売により売却し市税に充当します。公売日程や入札方法などは、ホームページをご確認ください。

◆市税の還付を装った振り込み詐欺などに注意

市職員が市税の還付のために金融機関でATMの操作などをお願いすることは絶対ありません。また、市職員が訪問する場合は「徴税吏員証」を携帯しています。不審な電話や訪問を受けた場合は、市役所に確認するか、警察へ相談してください。

悠々セミナーで新しい学びを

観光や文学、歴史、人権など幅広い分野で、全8回のセミナーを開催します。

- 【トキ】 6月～令和5年3月 おおむね第2火曜日 午後1時30分～3時
- 【AJIJI】 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
- 【テーマ】
- 第1回（6月） 「日本酒と女性の美味しい関係」
- 第2回（7月） 「伊賀の水月 剣雲三十六騎（荒木又右衛門の活躍）」の映画鑑賞
- 第3回（9月） 「伊賀市と「観阿弥・世阿弥」のこころ」
- 第4回（10月） 「芭蕉祭記念講演会」
- 第5回（11月） 「公共交通の利用促進のために」

- 第6回（令和5年1月） 「言葉で人を傷つけないために」
 - 第7回（令和5年2月） 「安政伊賀上野地震」
 - 第8回（令和5年3月） 「男女共同参画」
- ※内容は変更する場合があります。
- ※開催日時など詳細が決まり次第、市ホームページに掲載します。

【対象者】 伊賀城和定住自立圏（伊賀市・笠置町・南山城村・山添村）在住・在勤の18歳以上の人

【定員】 60人

※すべての講座はZoomでも参加できます。

※すべての講座にヒアリングループを設置します。

※事前申し込みを基本としますが、当日参加が可能な場合もあります。

【申込方法】 市ホームページまたはハイトピア伊賀5階にある申込書に必要事項を記入の上、下記まで。市ホームページからも申し込みできます。

【申込期間】 4月8日（金）～25日（月） 午前9時～午後5時

※申し込み多数の場合は抽選。



【申込先・問い合わせ】 生涯学習課 ☎ 22-9679 FAX 22-9692 ✉ gakushuu@city.iga.lg.jp
※土・日曜日は生涯学習センター ☎ 22-9801



家電4品目の買い方

家庭用の「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は法律により、消費者がリサイクル料金を負担することや、メーカーなどが引き取りリサイクルを行うことが義務付けられています。不要になった家電4品目は、次のいずれかの方法で処分してください。

◆購入した家電小売店がわかる、買い替える場合

購入した店または買い替えをする販売店にご相談ください。

◆購入した家電小売店がわからない、近くにない、既にない場合

家電小売店または家電回収協力店にご相談ください。

※家電回収協力店は市ホームページをご覧ください。

※家電回収協力店は販売した小売店でないため、引き取り義務はありません。

◆指定引取場所に直接持ち込む場合

郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、券とともに指定引取場所へ持ち込んでください。

【指定引取場所】
滋賀近交運輸倉庫(株)
三重支店第二倉庫
小田町1751-15
☎ 22-13321

※営業日はお問い合わせください。

◆伊賀南部クリーンセンターに直接持ち込む場合（青山支所管内のみ）

郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、券とともに伊賀南部クリーンセンターへ持ち込んでください。別途収集運搬料金として、1点につき2,000円の「特定家庭用機器搬送券」が必要で、必要です。

※営業日をご確認ください。

○ 廃家電（家電4品目）を引き取ってもらうには、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払う必要があります。料金はメーカー、小売店ごとに異なります。

※リサイクル料金については、（一財）家電製品協会家電リサイクル券センター ☎ 0120-319640までお問い合わせください。

【問い合わせ】 ○ 廃棄物対策課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575 ✉ haikibutsu@city.iga.lg.jp
○ 伊賀南部クリーンセンター ☎ 53-1120

